

**【表紙】**

- 【提出書類】** 有価証券報告書の訂正報告書
- 【根拠条文】** 金融商品取引法第 24 条の 2 第 1 項
- 【提出先】** 関東財務局長
- 【提出日】** 平成 19 年 10 月 12 日
- 【事業年度】** 第 35 期（自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日）
- 【会社名】** 曾田香料株式会社
- 【英訳名】** Soda Aromatic Co.,Ltd.
- 【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 光安 哲夫
- 【本店の所在の場所】** 東京都中央区日本橋本町四丁目 15 番 9 号  
（同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記で行っております。）
- 【最寄りの連絡場所】** 東京都中央区日本橋小伝馬町 2 番 3 号(本社事務所)
- 【電話番号】** 03(5645)7340
- 【事務連絡者氏名】** 取締役管理部門長 中島 直文
- 【縦覧に供する場所】** 株式会社ジャスダック証券取引所  
（東京都中央区日本橋茅場町 1 丁目 4 番 9 号）

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成 19 年 6 月 26 日に提出いたしました第 35 期（自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

- 第一部 企業情報
- 第 4 提出会社の状況
- 6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

### 第一部【企業情報】

#### 第 4【提出会社の状況】

##### 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

（ 1 ）～（ 6 ）＜省略＞

（ 7 ）なし

（訂正後）

（ 1 ）～（ 6 ）＜省略＞

（ 7 ）株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項

##### 取締役の責任免除

当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするためのものであります。

##### 監査役の責任免除

当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。これは、監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするためのものであります。

##### 中間配当

当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（中間配当）を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。